

厚生労働省 宮崎労働局発表
令和7年6月18日

【照会先】
宮崎労働局 労働基準部 健康安全課
課長 中玉利 浩治
地方産業安全専門官 松澤 良
(電話番号) 0985-38-8835

令和7年度全国安全週間を前に宮崎労働局長による安全点検 ～ 労働局長が建設工事現場の公開安全パトロールを実施します～

宮崎労働局（局長 ^{よしこし}吉越 ^{まさゆき}正幸）は、全国安全週間を前に管内の建設工事現場の熱中症対策、墜落災害対策、重機災害対策等の状況について確認し、労働災害防止対策のより一層の徹底を要請するとともに、広く県内の事業場において職場の総点検や安全衛生活動の重要性の意識付けに繋げるべく、パトロールを実施します。

厚生労働省では、今年度も全国安全週間（第98回）を中央労働災害防止協会と共同で主唱し、別添1の「令和7年度全国安全週間実施要綱」に基づき、令和7年7月1日から7月7日までを全国安全本週間、6月1日から6月30日までを準備期間として、企業をはじめ関係各界での安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることとしています。

1 労働局長による公開安全パトロールについて

- ・ 日 時 令和7年6月30日（月） 午前10時00分～12時00分
- ・ 集合場所 鹿島建設・大和開発特定建設工事共同企業体 建築工事現場
（宮崎市錦本町4-4） 別紙1参照
- ・ パトロール現場概要 地上3階、塔屋1階建ての鉄骨造の通信施設新築工事
- ・ 実施機関 宮崎労働局 及び 宮崎労働基準監督署
- ・ 取材申込 別紙2「取材申込書」を6月26日（木）午後5時15分までに、宮崎労働局労働基準部健康安全課あてメールにて送信をお願いします。

【取材に関するお願い】

当日の取材に当たっては、引っ掛かりのない動きやすい上下服、ヘルメット（こちらでも多少準備していますが、できる限りご持参ください。）安全靴又は運動靴、腕章等マスコミ関係者であることがわかるものの着用をお願いします。

（添付資料）

別添 1 令和 7 年度全国安全週間実施要綱

別添 2 令和 7 年度全国安全週間リーフレット（宮崎労働局版）

案 内 図

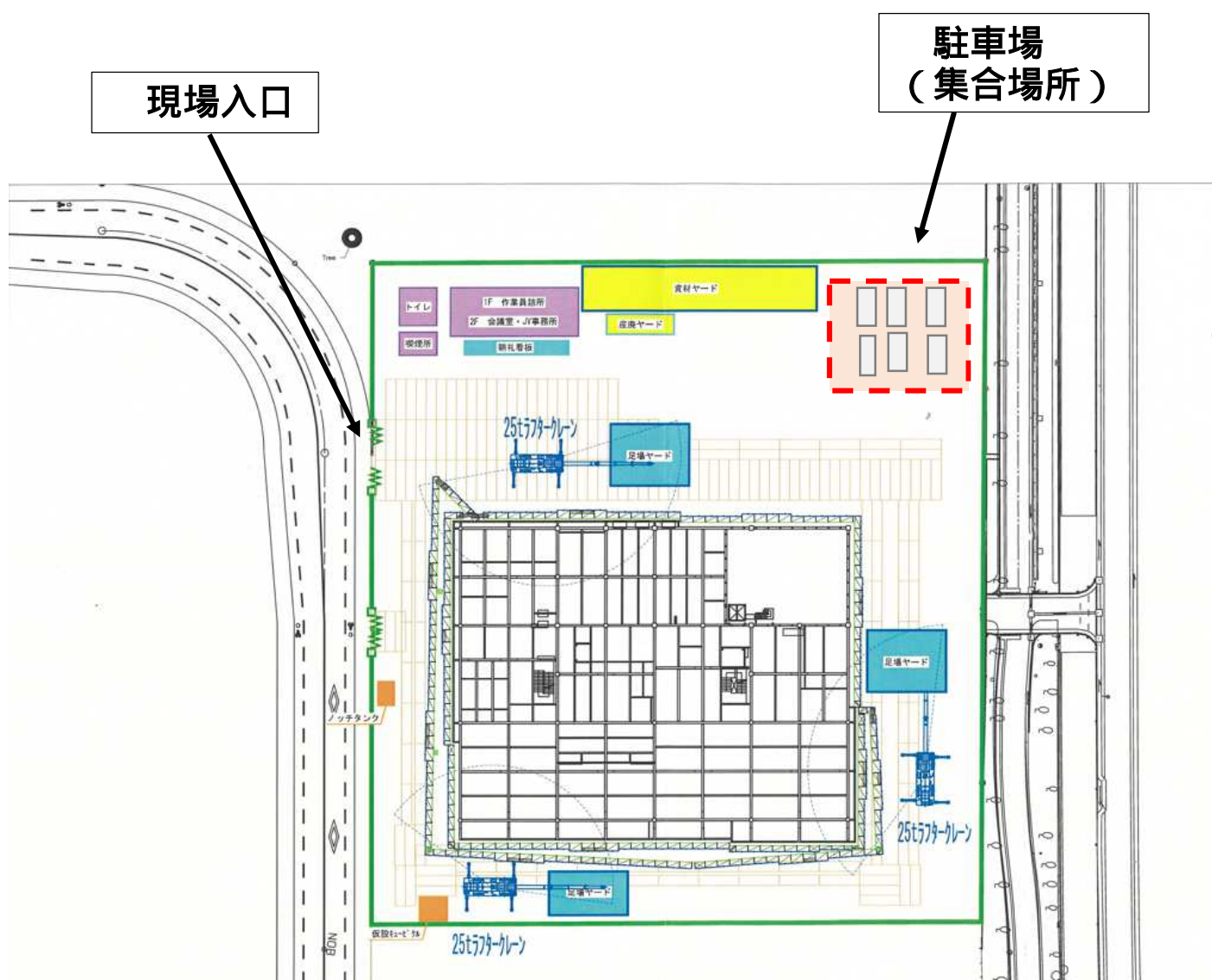
労働局長による公開安全パトロール

開催日時 令和7年6月30日(月) 午前10時00分～12時00分
 開催場所 宮崎放送新社屋建設工事(宮崎市錦本町4-4)
 集合場所 現場内駐車場(裏面「案内図詳細」参照)



工事車両は原則、青葉通りから入場、青葉通りへ退場おねがいします。
 4t以下の車両は江平東通りからの入退場が可能です。
 ただし、7:30-8:30の通学時間帯は工事関係車両は江平東通り通行禁止です。

案 内 図（詳細）



【取材に関するお願い】

当日の取材に当たっては、動きやすい上下服、ヘルメット（こちらでも多少準備していますが、できる限りご持参ください。）安全靴又は運動靴、腕章等マスコミ関係者であることがわかるものの着用をお願いします。

『宮崎労働局長による建設工事現場のパトロール』

取材申込書

宮崎労働局労働基準部健康安全課（担当 松澤）あて

Emai: kenkouanzenka-miyazakikyoku@mhlw.go.jp

電話番号：0985-38-8835

取 材 申 込 者 名 簿	
報道機関名	TEL()
職 名	氏 名

中止の場合の連絡先 TEL ()

不足するヘルメットの数 個

令和 7 年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和 3 年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で 98 回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、令和 6 年の労働災害については、死亡災害は集計開始以降最少となった前年を下回る見込みであるものの、休業 4 日以上死傷災害は前年同期よりも増加しており、平成 21 年以降、死傷者数が増加に転じてから続く増加傾向に歯止めがかからない状況となっている。

特に、高年齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、死亡災害については、墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和 5 年 3 月に策定された第 14 次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次 3 年目となる令和 7 年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和 7 年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

多様な仲間と 築く安全 未来の職場

2 期 間

7 月 1 日から 7 月 7 日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6 月 1 日から 6 月 30 日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等を作成し、配布する。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

9 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

10 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

- (1) 安全衛生活動の推進
 - ① 安全衛生管理体制の確立
 - ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
 - ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
 - ③ 自主的な安全衛生活動の促進
 - ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底

- イ 職場巡視、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、K Y（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- ④ リスクアセスメントの実施
 - ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
 - イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進
- ⑤ その他の取組
 - ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
 - イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
 - ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施
- （２）業種の特性に応じた労働災害防止対策
 - ① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
 - ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
 - イ 経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知
 - ウ 職場巡視、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、K Y（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
 - オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底
 - ② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
 - ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
 - イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
 - ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
 - エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
 - オ トラックの逸走防止措置の実施
 - カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
 - ③ 建設業における労働災害防止対策
 - ア 一般的事項
 - （ア）「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
 - （イ）足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
 - （ウ）職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - （エ）元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - （オ）建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - （カ）輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - （キ）一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
 - イ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施
 - ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、

土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施

④ 製造業における労働災害防止対策

ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進

ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施

エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施

オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

カ 機械等製造者による、機械等を使用する事業者への、リスクアセスメント実施に資する残留リスク情報の提供

⑤ 林業の労働災害防止対策

ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施

イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

(3) 業種横断的な労働災害防止対策

① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進

イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置

ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化

エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進

オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨

カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施

② 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

ア 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に基づく措置の実施

イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施

ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

③ 交通労働災害防止対策

ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施

イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施

ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発

エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

④ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

ア 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底

イ 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施

ウ 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮

⑤ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

ア 請負人等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な

な措置の実施

イ 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮

ウ その他請負人等が上記 10（1）～10（3）④に掲げる事項を円滑に実施するための配慮



令和7年度 全国安全週間

本週間 7月1日～7月7日
準備期間 6月1日～6月30日

別添 2



令和7年度 安全週間スローガン「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」

令和7年度 全国安全週間の実施について

全国安全週間は、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、産業界での自主的な労働災害防止活動の推進と、職場での安全意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的とし、昭和3年に初めて実施されて以来、今年で98回目を迎えます。

令和6年に宮崎県内で発生した労働災害の発生状況（新型コロナウイルス感染症を除く）を見てみると、死亡災害が前年比プラス1件の14件、休業4日以上の死傷災害が35件増の1543件となっており、近年の休業4日以上の労働災害は年間1500件前後で推移しています。

全国安全週間開催中に自社の安全管理を点検し、労働災害の撲滅に向けた取り組みを行います。

STOP！熱中症 クールワークキャンペーンの実施について

STOP！熱中症

キャンペーン期間：5月1日～9月30日

準備期間：4月 / 重点取組期間：7月

職場における熱中症予防情報

熱中症警戒アラート

検索

ポータルサイトで安全教育用の動画＆好事例公開中！



ポータルサイトはこちらです。



SAFEコンソーシアムに加盟しましょう！

厚生労働省が推進幹事となっている「SAFE コンソーシアム」には、現在さまざまな業種の企業が加盟しています。加盟することにより、①ロゴマークの使用やアワードによる労働安全衛生への取組のPR、②加盟メンバー間での取組事例の共有による企業内等での労働安全衛生水準の向上、労働災害損失の減少、③加盟メンバー間の労働災害防止・健康増進事業連携マッチングなどのメリットがあります。

県内でも現在15社が加盟しており、宮崎労働局内のSAFE協議会などで活躍しています。みなさんも是非加盟してみてください。

SAFEコンソーシアムへの

加盟方法はこちらから↓

SAFEコンソーシアム HP

QRコードはこちらから↓



転倒・腰痛災害防止に取り組みましょう！

転倒
腰痛

県内の労働災害（新型コロナウイルス感染症を除く）は、転倒災害が最も多く、令和6年は416件で全体の約27%を占めています。転倒災害の主な原因は、滑り、つまづき、踏み外しです。また、腰痛災害は介助業務を行う社会福祉施設で多発しており、課題となっています。

転倒・腰痛災害は高齢労働者でも多発していることから、下記エイジフレンドリー補助金なども活用して、転倒しにくい職場環境への改善、労働者の体力測定の実施、アシストスーツの購入など、転倒・腰痛災害防止に向けた取組みのきっかけづくりを行います。

エイジフレンドリー 職場を目指そう！

高齢者
対策

令和6年の県内の労働災害（新型コロナウイルス感染症を除く）のうち高齢労働者（60歳以上）に関する労働災害は543件で全体の35.2%を占めています。

高齢労働者の労働災害の発生には、加齢に伴う身体・精神機能の低下が影響を与えているため、これによる労働災害発生リスク低減に視点を置き、対策を進めていくことがポイントとなります。高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向け、リスクアセスメントの実施、職場環境の改善、健康診断、体力チェックの実施を踏まえた措置等に取り組ましましょう。

厚生労働省は令和7年度もエイジフレンドリー補助金の交付を進めています。今年度から新たに「エイジフレンドリー総合対策コース」が新設され、様々なニーズに応じやすくなりました。エイジフレンドリー補助金の申請方法については、下記 QRコードから、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 HP（エイジフレンドリー補助金事務センター）をご確認ください。

エイジフレンドリー補助金事務センター



現場の実態に
即した
具体的な対応

職場の熱中症対策に関する
情報の詳細はこちらから↓



【エイジフレンドリー補助金を利用して導入した実例（千葉労働局公表）】



主唱 宮崎労働局 宮崎労働基準監督署 延岡労働基準監督署 都城労働基準監督署 日南労働基準監督署
協賛 公益社団法人宮崎労働基準協会 建設業労働災害防止協会宮崎県支部 林業・木材製造業労働災害防止協会宮崎県支部
 陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮崎県支部 公益社団法人建設荷役車両安全技術協会宮崎県支部
 独立行政法人労働者健康安全機構 宮崎産業保健総合支援センター



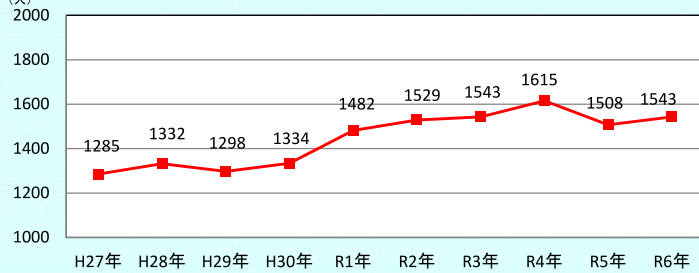
宮崎県産業安全衛生大会

とき 令和7年11月12日（水）13時30分～
ところ 宮崎市佐土原総合文化センター

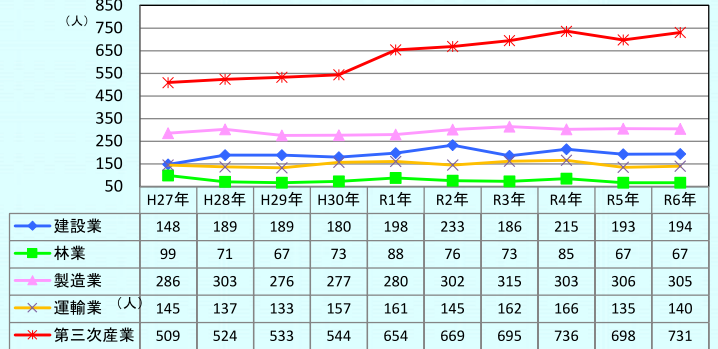


宮崎県内における労働災害の現状（コロナを除く）

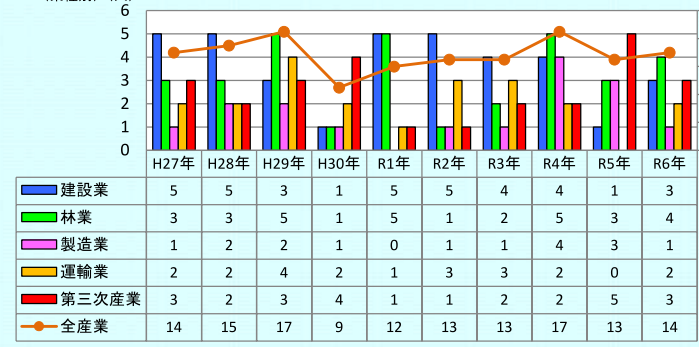
労働災害死傷者数の推移（休業４日以上）



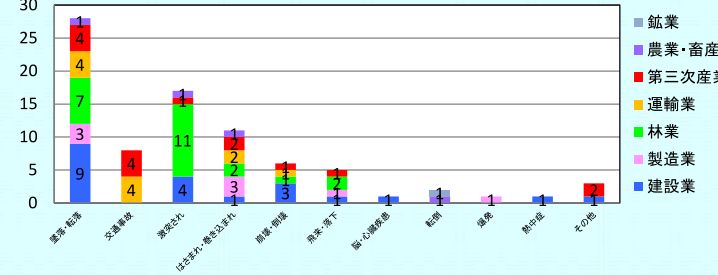
主要産業別死傷者数（休業4日以上）の推移



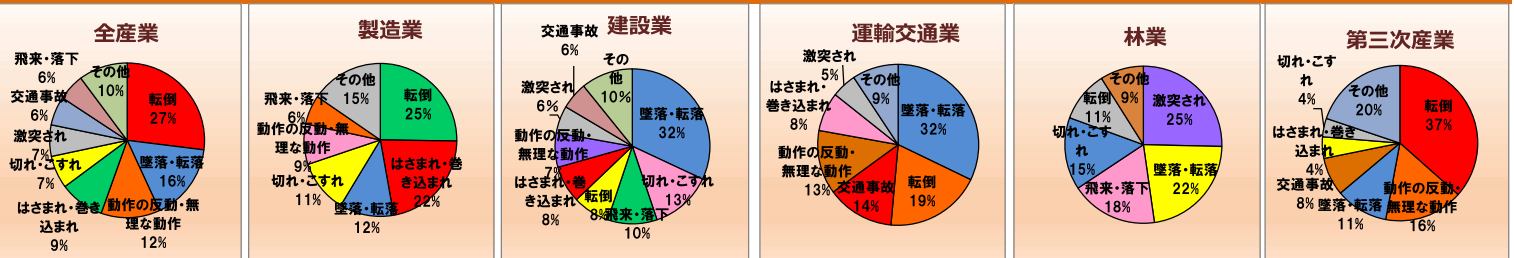
全産業及び主な産業別死亡者数の推移



業種別・事故の型別死亡災害発生状況（R1～R6）



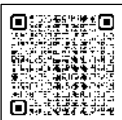
令和6年 業種別・事故の型別 労働災害発生状況（コロナを除く休業4日以上・県内）



令和6年死亡災害の発生状況

番号	業種	年齢	災害発生状況
1	林業	60代	被災者がチェーンソーで杉の伐木作業を、同僚が木材グラブル機で伐倒木の集材作業を行っていた。同僚が被災者の伐木作業が行われないことを、不審に思い、確認したところ、伐根の近くで倒れている被災者を発見した。
2	建築工事業	70代	被災者は、養殖用の水槽（深さ1.4m）の壁や床に生じたクラックの補修作業を行っていた。他の作業者が、水槽の壁の近くに倒れている被災者を発見した。被災者の側には移動式はしごが倒れていた。
3	土木工事業	60代	道路補修工事現場において、被災者は、湧水等による法面の崩壊等を防止するため、法面下の床掘箇所に立ち入ったところ、法面が崩壊し、土砂の下敷きとなった。
4	新聞販売業	60代	被災者は、原付バイクで新聞配達を行っていたところ、幅員約6mのカーブで転倒した。
5	林業	30代	被災者はチェーンソーでひのきの伐木作業を行い、同僚は仮置きされた材をトラックで搬送する作業を行っていた。同僚が被災者の様子を伺いに行ったところ、ひのきの下敷きになった被災者を発見した。
6	セメント・同製品製造業	40代	コンクリートプラント内の排出口に砂が詰まったため、被災者は上司とともにコンクリートプラント内に入り、スコップで詰まりを除去していたが、詰まりが解消した瞬間に被災者は下部に排出される砂の勢いに吞まれ生き埋めになった。
7	一般貨物自動車運送業	40代	高速道路のトンネル内を運転中、すでに衝突事故を起こし停車中のトラックに追突して死亡した。なお、被災者が運転していたトンネル内では、トレーラーが全焼する火災が起きており、火災の際に生じた煙によって視界不良となっていた。
8	その他の事業	50代	被災者はボートに乗って川の測量作業を行っていたところ、バランスを崩して川に転落した。被災者はボートを追って再び乗り込んだが、ボート内に川の水が浸水したことにより、ボートが転覆して溺死した。なお、災害発生前日の降雨により、川が増水していた。
9	特定貨物自動車運送業	70代	被災者は車庫の修理をするため、車庫の屋根（高さ5m）に登ったところ、波板スレートを踏み抜き、地上へ墜落した。
10	土木工事業	20代	被災者は、傾斜45度のトンネル内において資材運搬用のウィンチに乗り、自らウィンチを操作して斜面を降りていたところ、ウィンチのワイヤロープが切れ、約45mの高さから滑落してコンクリート壁に激突した。
11	林業	60代	立木（高さ約23m、胸高直径約30cm）を他の労働者が伐倒したところ、伐倒予定方向から約45度ずれ、約18m離れた箇所には被災者に激突した。
12	その他の事業	60代	被災者Aはフォークリフトを運転し、玄米の入ったフレコンバックをはい積みし、被災者Bはフォークリフトの誘導を行っていたところ、はい積みしていたフレコンバックが崩れ落ち、被災者Bが下敷きとなった。被災者Aは救出のため、被災者Cと同僚Dを呼び、被災者Bに近づいたところ、はい積みされた別のフレコンバックがさらに崩れ落ち、被災者A及び被災者Cが下敷きとなり、被災者Aが死亡した。
13	農業	50代	被災者は、ビニールハウスの上に登って何らかの作業を行っていたところ、ビニールを自動開閉する機械のシャフトに雨合羽のフードが巻き込まれて窒息した。
14	林業	30代	同僚が伐倒した杉（樹高約22m）が斜面（傾斜約35度）を滑り落ち、下方でグラブルを運転していた被災者に激突した。

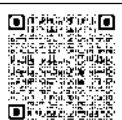
**○令和7年度労働保険年度更新
のお知らせ**



○労働保険料に関する口座振替
のお知らせ



○年度更新 電子申請特設サイト



事業主・労働関係事務所組合の皆さまへ

労働保険料は「口座振替」が便利です

労働保険料や一般雇用主の納付とは口座振替が利用できます
メリットも数枚あますので、ぜひ口座振替をご活用ください！

**！ 2025（令和7）年度第1期分から、対象企業間隔引
インターネット専業銀行にて初めて、
「GMOおそろネット銀行」が加わります！**

口座振替による納付のメリット

- 保険料納付のために、毎年度納税期間の窓口へ行く手配や待ち時間が軽減されます
- 納付の忘れや遅れがなくなります。建替金請求をする心配がありません
- 滞りなく納付できます。滞りによる、滞納加算税を軽減していただけます
- 手数料がかりません
- 保険料の引き落としに最大約2か月分まで遅ります

口座振替は通常の納税期よりもゆとりのある引き落とし

納税期に納税（口座引付）している場合は、通常、1月、4月、7月、10月の4回引付（口座振替）が引き落とされます。

	金銭または第1期	第2期	第3期
通常の納税日	7月10日	10月31日*	1月31日*
口座振替による納付日 （7月固定とし）	9月6日	11月14日	2月14日
ゆとり日数	58日	14日	14日
申込締切日	2月25日	1月4日	10月11日

※労働関係事務所は、第2期、第3期の納税期がそれぞれ11月14日、2月14日であり、口座振替による納付日とは異なります。

口座振替の手続きは事業主に乞うください




[illegible]



**安心して
働きたい！**

**令和
7年度**

電通と納付は超早期に

労働保険の年度更新

(労災保険・雇用保険)

6.2月～7.10月

●年度更新申告書は5月末までに送付する予定です。●ご口座振込みによる納付が便利です。
●電子申告は時間短縮を待ちます。いつでも申請が可能です。速済ご利用ください。

厚生労働省年度更新お知らせページ | 検索窓 | 印刷 | 戻る

厚生労働省
〒100-8501 東京都千代田区千代田1-1-1
厚生労働省労働基準局労務課 | 電話：03-3571-3111
厚生労働省労働基準局労務課 | 電話：03-3571-3111